

知っておきたい

# 障がい者福祉制度

障がいのある人には障がいの種類に応じて、申請により下記の手帳が山口県から交付されます。交付されると、障がいの種類や程度に応じた福祉サービスを利用することができます。



## 身体障害者手帳

- 対象 身体機能に障がいのある人
- 申請方法 交付申請書に必要事項を記入し、指定医師の診断書、写真2枚(縦4cm×横3cm)、印判、マイナンバーが確認できるもの、来庁者の本人確認ができるもの(運転免許証等)を持参し申請
- 障がいの程度 1～7級(手帳交付の対象は6級までで、診断書をもとに、県が判定・交付)

《対象となる障がい》 視覚障がい、聴覚または平衡機能障がい、音声・言語またはそしゃく機能障がい、肢体不自由、内部障がい(心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこうまたは直腸の機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、肝臓機能障がい)

## 療育手帳

- 対象 知的障がいのある人
  - 申請方法 交付申請書に必要事項を記入し、写真1枚(縦4cm×横3cm)、印判、来庁者の本人確認ができるもの(運転免許証等)を持参し申請
- ※18歳以上の人は知的障害者更生相談所(☎083-902-2673)、18歳未満の人は宇部児童相談所(☎39-7514)で、事前に判定を受ける必要があります。
- 障がいの程度 A(重度)、B(その他)

## 精神障害者保健福祉手帳

- 対象 精神障がいのため、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人
- 申請方法 交付申請書、写真1枚(縦4cm×横3cm)、印判、マイナンバーが確認できるもの、来庁者の本人確認ができるもの(運転免許証等)、医師の診断書(初診日から6か月以上経過したもの)または精神障がいを事由とする年金証書の写しおよび直近の年金振込通知書(年金支払通知書の写しでも可)を持参し申請
- 障がいの程度 1～3級(診断書をもとに、県が判定・交付)

《対象となる障がい》 統合失調症、躁うつ病、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神病、その他の精神疾患のすべて(知的障がいは除く)

【申請窓口】 障害福祉課、山陽総合事務所市民窓口課、埴生支所

※交付申請書は申請窓口にも備え付けているほか、県ホームページからもダウンロードできます。

※上記の手帳や各種福祉サービスなどについて詳しくまとめた「障がい福祉のしおり」を申請窓口や公共施設等に備えています。また、市ホームページにも掲載していますので、ご利用ください。

☎障害福祉課 (☎82-1170)

